

議員の派遣について

平成25年3月15日

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 派遣目的

(1) 山口県岩国市（3月26日）

・新庁舎整備について

(2) 兵庫県姫路市（3月27日）

・地場産業の振興について（西播地域地場産業振興センター）

(3) 静岡県（3月28日）

・防災対策について（静岡県地震防災センター）

2. 派遣場所 岩国市、姫路市、静岡県

3. 派遣期間 平成25年3月26日（火）から3月28日（木）まで

4. 派遣議員 鈴木啓一